個人情報の保護に関する規程＜例＞

参考様式９

※　この規程（例）は、個人情報の保護に関する法律の条文を参考に作成していますので、　　各自治会の実情に合わせながら適切に作成してください。

○○○自治会個人情報の保護に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、○○○自治会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し、○○○自治会が遵守すべき事項を定めることにより、○○○自治会の区域内に居住する会員（以下「会員」という。）の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。）をいう。

２　この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（利用目的の特定）

第３条　○○○自治会は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を可能な限り特定しなければならない。

２　○○○自治会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第４条　○○○自治会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得た場合は、この限りではない。

（適正な取得）

第５条　○○○自治会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（利用目的の明示等）

第６条　○○○自治会は、本人から自治会加入届等の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する際は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（適正な管理）

第７条　○○○自治会は、個人情報の保護を図るために個人情報管理責任者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

（１）個人情報を正確かつ最新のものとすること。

（２）個人情報の漏えい、滅失、棄損その他の事故を防止すること。

（３）個人情報を管理する必要がなくなったときは、速やかに廃棄又は消去すること。

（第三者への提供の禁止）

第８条 　○○○自治会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならない。

（１）法令に基づき提供するとき。

（２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（３）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（４） 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

２　○○○自治会の会員及び会員であった者は、○○○自治会が作成する会員名簿等に記載された個人情報を利用する場合は、○○○自治会が定める利用目的の範囲とし、会員以外の第三者に個人情報を提供してはならない。

（利用目的等の公表）

第９条　○○○自治会は、個人情報の利用目的及び次条に規定する開示等を請求するための手続方法について、○○○自治会が発行する会報に掲載するなどの手段により、会員の知り得る状態におかなければならない。

（開示等）

第１０条　○○○自治会は、本人から当該本人が識別される個人情報の開示の請求を受けたときは、本人に対し、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。（本人が請求することができないやむを得ない理由があると認めるときは、代理人によって当該請求をすることができる。以下、この条において同じ。）

２　○○○自治会は、本人から当該本人が識別される個人情報の内容が事実でないとの理由により、当該個人情報の内容の訂正を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに必要な調査を行い、その結果に基づき当該個人情報の内容の訂正等をしなければならない。

３　○○○自治会は、前項の規定により個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正を行ったとき又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

４　○○○自治会は、本人から当該本人が識別される個人情報の取扱いについて、第４条又は第５条の規定に違反するとの理由により、当該個人情報の利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、速やかに必要な範囲で当該個人情報の利用停止等の措置を講じなければならない。

（理由の説明）

第１１条　○○○自治会は、前条の規定により求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（苦情処理）

第１２条　○○○自治会は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附　則

この規程は、○○年○○月○○日から施行する。

※　会員名簿等に記載される個人情報は、本人の意思を無視して一方的に名簿等に記載すると、本人の権利利益の侵害につながる可能性があります。名簿等を作成する際には、本人の意思を確認し、本人から電話番号を記載しないでほしい等の申し出があった場合は、その意思を尊重する必要性があります。